

北海道運輸局公示第73号
(令和5年3月1日一部改正)

一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき
地図の規格等について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第29条の規定に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年2月25日

北海道運輸局長 中本 光夫

記

1 規 格

- (1) 紙に印刷され製本された地図（以下「製本地図」という。）の縮尺は、25万分の1以上とする。
ただし、市街地にあつては5万分の1以上のものであること。
なお、カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的な地図（以下「電子地図」という。）は製本地図で定めた縮尺まで拡大可能なものであること。
- (2) 国土地理院の長の承認を受けているものであること。
- (3) 製本地図の発行又は電子地図のアップデートより3年以上経過していないものであること。
ただし、当該地図の発行又はアップデートの提供がされていない場合は、最近のものであること。
なお、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った際に用いる製本地図の発行時期については、発行か

ら5年以内のものであること。

2 指定する事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 通行禁止等の交通規制に関する情報
- (3) 主な道路及び交差点の名称

附 則

この公示は、平成14年3月1日から適用する。

附 則（令和5年3月1日付け北海道運輸局公示第61号）

この公示は、令和5年3月1日から適用する。